

【令和4年度決算】地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

若狭町

消費税(国・地方)の引き上げに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和4年度若狭町一般会計歳入歳出決算における社会保障施策関連経費への充当状況は、次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 193,263 千円 (総額343,740千円)

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 1,639,176 千円

(単位:千円)

事業区分		令和4年度 決算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	
社会福祉	障害者福祉(障害者介護給付費事業等)	512,202	351,153		7,576	153,473	42,161
	母子福祉(母子家庭等医療費助成事業等)	4,556	2,211			2,345	
	高齢者福祉(老人保護措置事業)	2,170				2,170	
	児童福祉(児童手当事業等)	262,563	202,866		10,394	49,303	
社会保険	国民健康保険事業(繰出金)	110,344	50,803			59,541	105,966
	後期高齢者医療事業(繰出金等)	217,266	31,032			186,234	
	介護保険事業(繰出金)	284,222	9,002			275,220	
保健衛生	医療施策(公衆衛生事業等)	192,544				192,544	45,136
	疾病予防対策(予防接種事業等)	33,454	453		15,000	18,001	
	健康増進対策(成人保健事業等)	19,855	813		7,669	11,373	
合計		1,639,176	648,333	0	40,639	950,204	193,263

※各事業に要する一般財源比率に応じて、地方消費税交付金(社会保障財源化分)を按分して充当しています。